

令和5年 第15回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時 令和5年12月27日（水） 12時58分～14時12分

会 場 ピーポート甘木 2階 第4学習室

出席委員 早野 展生（教育長） 上原 実二（委員）
鹿毛 美和（委員） 坂口 秀孝（委員）
高倉 満 （委員）

事務局 隈部 敏明（教育部長） 吉武 孝礼（文化・生涯学習課長）
中村 守康（教育課長） 釜堀 昌弘（教育課主幹参事）
松尾 憲雄（教育課参事） 江崎 千穂美（教育課総務係長）

議 事 第29号議案 令和5年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について
第30号議案 指定管理者の指定に関する意見の申出の臨時代理について
第31号議案 朝倉市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
第32号議案 朝倉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
第33号議案 朝倉市地域クラブ登録要綱の制定について
第34号議案 朝倉市地域クラブ対外試合等出場費補助金交付要綱の制定について

協議事項 な し

報告事項 ・文化財防火デー防火訓練について
・令和5年12月議会について

そ の 他 （教育課）
・令和5年度小・中学校卒業式について
・令和5年度朝倉市教育支援センター委託研究発表会について（文化・生涯学習課）
・令和5年度朝倉市二十歳の記念式典について
・ぴあら1月1日号について

教育長	それではただ今から令和５年第１５回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしくお願いします。 第２９号議案「令和５年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	《第２９号議案 説明》
教育長	今の説明につきまして、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。 よろしいですか。それではご承認いただける方は挙手をお願いいたします。
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	ありがとうございます。第２９号議案はご承認いただきました。 続きまして第３０号議案「指定管理者の指定に関する意見の申出の臨時代理について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	《第３０号議案 説明》
教育長	第３０号議案につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。 よろしいですか。それではご承認いただける方は挙手をお願いいたします。
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	ありがとうございます。第３０号議案はご承認いただきました。 続きまして第３１号議案「朝倉市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	《第３１号議案 説明》
教育長	第３１号議案につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。 よろしいですか。それでは原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	ありがとうございます。第３１号議案は原案のとおり可決されました。 続きまして第３２号議案「朝倉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	《第３２号議案 説明》
教育長	第３２号議案につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。
A委員	教育委員会が特に必要と認めるときはその限りではないという事ですが、教育委員会が特に必要と認めるとは例えば教育委員会にその事項をかける事なのか、それとも教育長の判断等々で決まるものなのか。
事務局	規則の定め方により、教育委員会が特に必要と認める場合という表現は必要で、方法としては学校側からの届け出が出ましたら、教育長決裁により判断をするという事で考えています。
A委員	はい。わかりました。
教育長	他にございますか。よろしいですか。

	それでは原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	ありがとうございました。第32号議案は原案のとおり可決されました。 続きまして第33号議案「朝倉市地域クラブ登録要綱の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	《第33号議案 説明》
教育長	第33号議案につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。
A委員	地域クラブというのは学校のクラブの継続と考えて良いものなのか、例えば学校のクラブ等で怪我をした場合、学校安全会等々の保険が適用されますけれど、この地域クラブでもし何らかの怪我を負った場合、保険対応はどうなりますか。
事務局	学校の部活動とは切り離れた存在となります。もちろん部活動ですので、連携を取る、指導とかで継続する部分はあるかと思いますが、位置づけとしては学校とは別のものです。ですから、保険等についても別タイプということ考えているところです。
A委員	ということは、学校内で怪我をしたというのは適用されないという事ですね。
事務局	はい。学校の保険は適用されないという事になります。
教育長	別に入っていたかなければならない、という事ですね。
A委員	そうであればこの登録申請の中に、保険加入を必ずするような事が書かれた方が良いのではないかなと思いますが。
教育長	保険等については記載をしないんですかね。
事務局	保険等につきましては、これとは別に部活動の地域移行については保護者への文書を作っております。その中で学校下にはないので学校の保険適用はされない、スポーツ保険等にお入りいただくようにという事で通知はしております。
教育長	保護者向けの通知文の中にはそれを記載していて、要綱の中には入っていないという事ですね。これについてご意見等がございましたらお願いします。
A委員	登録にあたって加入する者に対してスポーツ保険に加入させる義務がある旨を、書いてあげた方が丁寧なのかなと思いますが。
事務局	保険の加入につきましては、この要綱及び要綱の文内、様式の中には記載いたしません、保護者等への説明は十分させていただきますし、通知文等にも必ず記載するようにさせていただきますと思います。
教育長	はい、他にございますか。
B委員	質問ですが、第2条に地域クラブとは中学校部活動終了後又は云々とありますが、例えば通常学校で部活があり夕方の6時までした後、地域クラブに移行するという事ですか。最初から6時までには部活動としてする訳ですか。地域クラブにも学校教育が終わった時点で4時位から地域クラブに移行し

	て、それが可能ならなんですが、そういう事を理想としているのではないか、という質問です。
事務局	地域クラブにつきましては、指導者の件もあり、部活動終了時間が各学校で決まっておりますので、部活動終了時間から３０分、間をあけてそれからしか地域クラブは出来ないようにしております。基本的に学校の部活動はしっかりやった上で、地域クラブに全員の生徒が行く訳ではありませんから、地域クラブというのはその後の時間という形で捉えています。
B 委員	じゃああくまで学校でのクラブ、従来通りの学校の顧問の先生が指導することが前提としてあるわけですね。その後の話という事ですね。
事務局	基本的にはそういう風に捉えています。
B 委員	わかりました。
教育長	例えば学校の先生が教える学校の部活動が６時で終了、そしてその後３０分間は自宅に帰るという捉えで、３０分後、６時半から先は地域クラブという捉えでしていくという事ですね。
B 委員	すみません、昨年ぐらいからクラブ活動が地域に移行するという話がありますよね。要するに中学校の先生達の働き方改革で地域に移行する、という話だったんじゃないかと私は理解していましたが。それと、部活動の指導は続いているわけですね。時間内というか、夕方の六時まで、まあアフター５ですね。
事務局	部活動の地域移行は、まず休日の地域移行という事で話がきておりますので、朝倉市が今やっているのは完全な部活動の地域移行という形ではなくて、学校の部活動の時間はここまで、それ以上に頑張る子供達については、地域クラブの活動でやっても大丈夫ですよという形で今やっています。これから先やっていく中で形態が変わっていく事も十分考えられますが、スタートとしてはこういう形で始めさせていただきます。
B 委員	はい、わかりました。
教育長	ちなみに北筑後管内でも、こういった形の市町村が多いですね。 他にございますか。よろしいですか。 それでは原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
各教育委員	はい。（全員挙手）
教育長	ありがとうございました。第３３号議案は原案のとおり可決されました。 続きまして、第３４号議案「朝倉市地域クラブ対外試合等出場費補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。
事務局	《第３４号議案 説明》
教育長	第３４号議案につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。
A 委員	例えばある生徒が中学校のクラブに入っていて、県大会が決まりました。さらに地域クラブにも行っています。そういう場合には、県大会に行く補助金は両方から出るんですか。

事務局	地域クラブに入って中体連の大会に参加する場合には、地域クラブで出るのは学校で出るのがどちらか必ず選択をしなければいけなくなる。2つからは出られません。以上です。
A委員	わかりました。 もう一ついいですか。地域クラブの場合よく陸上とかで言われるのが、コーチとかの分はどうか、このあたりは何か考えてあるんですか。
事務局	コーチにつきましては、第4条の第2項に定めておりまして、一人分が補助となるというふうにしております。
A委員	宿泊費がコーチには当てはまるという事ですか。
事務局	交通費・宿泊費が該当になるという事です。 基本的には、監督及びコーチという事で、今学校の部活動で補助している内容と同じ内容というふうになります。
教育長	コーチまでは一人分は出ると、監督1名、コーチ1名、計2名分は選手以外から出るという事です。 他にございますか。 それでは、採決にうつります。第34号議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
各教育委員	「はい。(全員挙手)」
教育長	ありがとうございました。第34号議案は、原案のとおり可決されました。 それでは、3の報告事項にまいります。 事務局より報告事項をお願いします。
事務局	《報告事項 説明》
教育長	はい、それでは本日の提案事項は全て終わりました。 4のその他よろしくお願いします。
事務局	《その他 説明》
教育長	それでは、以上をもちまして令和5年第15回朝倉市教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。